

会 議 録

会 議 の 名 称	藤井寺市人権を守るまちづくり審議会
開 催 日 時	令和元年11月7日(木) 15時から17時まで
開 催 場 所	市役所3階 入札室
出 席 者	委 員：石川結加(会長)、難波マズミ(副会長)、浅井義典、 木本伸泰、桑野里美、墨村未来士、辻美穂子、朴君愛、 風呂谷幸蔵 事務局：林市民生活部次長兼協働人権課長、小中主幹 西村副主査、西宮主事補
会 議 の 議 題	(1) 令和元年度人権教育・人権啓発事業(案)について (2) 藤井寺市人権行政基本方針・推進計画(案)について
会 議 の 要 旨	人権行政基本方針&プランに基づく施策の進捗状況や、人権に関する新たな法整備をはじめ、人権行政に関する課題や問題点について検討及び審議を行う。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍 聴 者 数	2 人

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

○会長挨拶

○審議

会長 それでは早速次第に沿って審議を進めていきます。まずは事務局より資料の説明をお願いします。

事務局 <資料>令和元年度人権教育・人権啓発事業(案)に基づき説明

会長 只今報告を受けましたが、何かご質問やご意見はございますか。

委員 藤井寺市人権のまちづくり協会には、一般市民だけではなく団体も加入されていますか。また研修への参加率はどれくらいですか。なお職員人権研修の参加人数は合計数ですか。

事務局 同協会には市内の民間事業所にも参画いただいております。また研修参加者の割合は例年3割程度です。なお職員人権研修の参加人数は総人数であります。職務の関係上、参加できない職員もいることから、人数については若干変動がございます。

委員 グループワーク等の効果的な職員人権研修を行うには、総人数が500人程度という観点から難しいのではと思いますが。

事務局 3日間の研修のうち、映像研修の参加人数が非常に多いという実態がございまして、グループワーク型の研修については1講習につき約30名程度で行っている現状がございまして。

委員 今後の人権啓発や教育活動の報告はどのようにしていくのか教えてください。

事務局 今後の審議会におきましてご報告してまいります。

会長 研修のテーマと講師はどのように決められていますか。また参加への啓発について教えてください。

事務局 研修テーマの選定について決められたルールはございませんが、社会情勢や市の実情を踏まえて本課において決めております。今後は審議会においてもご提案し、ご意見をいただくのも一策だと考えております。研修参加への啓発につきましては、人権のまちづくり協会会員に対して行っております。

委員 イベント会場の選定方法について教えてください。

事務局 イベント内容や参加人数に応じて選定しております。

会長 他に意見がないようですので、次第2について審議を進めていきます。事務局より

資料の説明をお願いします。

事務局 <資料>藤井寺市人権行政基本方針・推進計画（案）に基づき説明

委員 今後、本計画（案）を踏まえて、人権行政推進本部の幹事会等において、実施計画策定の予定はありますか。

事務局 現時点では予定しておりません。

委員 本計画（案）に対して、どこまで意見を言えばよいのか判断が難しいのですが、事務局の希望について教えてください。

事務局 事務局としては時限的な問題もあり、審議会の開催も限られることから進行方法について悩んでおります。審議するのが部分ごとなのか、全体についてなのか等、具体的な方策や進行についてもご意見をいただきたいと考えております。

委員 文章を読むと長くて読みにくく、だからどのようなことを行っていくのか分かりにくいのですが。

委員 市民の責務を定めた条例の制定をはじめとした市の施策に関する文脈の流れが解りづらかったです。また意見についてはある程度区切った部分ごとに意見をいただく方法が良いのではと思います。

副会長 文章が長いという指摘がありましたが、人権課題は共通点があり記載が繰り返しになり長くなっているのでしょう。進行については、今回は全体について意見を出し、それに基づき整理して、次回により詳細について意見を募るという方策が良いのではないのでしょうか。

会長 今回は計画案の全体構成について各委員から意見をいただき、事務局に改定作業をしていただくことといたします。

委員 プライバシーの尊重について、インターネット上での人権問題のなかで触れられていますが、個別項目として挙げられていないのですが。

委員 現計画に個別課題として記載するのは、全体のボリューム等の関係から判断することになるのかなと思います。あと何点か意見を述べます。人権は権利であって「思いやりの心」だけでは様々な課題は解決できないことを明記するべきではないかと考えます。また人権に関する条約について、女性の人権では記載があるものの、子どもの人権では記載がなく、また子どもの権利についても記載がないことや、相談体制の支援についても課題によって記載の有無があることが気になりました。

あと府の「人権三条例」についても人権をめぐる背景として記載して欲しいことと、本計画案は何かモデルがあるのかについて教えてください。

事務局 本市の人権行政の施策に対する考え方に整合する計画を参考にしております。

また前回の審議会で課題別の記載は不要ではないのかというご意見については、行政文書である計画案を策定する過程では難しい実情がありました。

委員 例えば条例と関連して、市はどうしていくのかという体系で整理すると読みやすくなるのではないのでしょうか。

委員 施策の方向性が記載されていない課題もあるのですが、今後記載していくのですか。

事務局 今回の計画案には時間的な問題から記載できておりませんが、施策の方向性については重複する部分があり、ボリュームが膨大になる懸念もあることから検討が必要だと考えております。

委員 誰が読むのかという観点が大切だと考えます。特に課題については、しっかりと丁寧に記載し、施策の方向性については何を行うのかについて、シンプルに整理する必要があると思います。

委員 高齢者や外国人に対する入店や入居拒否という課題もあります。

委員 市民にも読んでもらうならば、主語を藤井寺市や市職員にして、市や職員がどうするのかを明確にするべきだと思います。例えば市の高齢者人口が増加している実情や課題があるならば、それらに対する人権施策の方向性を記載するなどして、藤井寺市の計画と分かるような計画にして欲しいです。

委員 SDGsについて市として取り組んでいくことを、市民や企業ができることを踏まえて記載して欲しいです。

事務局 個別の課題は挙げていくとして、施策の方向性については共通する部分がありますので、個別に記載する必要性については検討してまいります。

委員 市民社会の言葉としての文書は提案できますので、それらを活用及び採択していくのも一策だと思います。計画体系の方針を決めたうえで、案について各委員に対して要望いただくのも良いと思います。

会長 今後の改定に向けて、各委員から計画に対する情報提供や文書案を事務局へ提供していくことをお願いしたいと思います。

委員 この計画案を基本として、様々な意見を事務局が採択していく方向で良いと思いま

す。

事務局 まずは現行案のボリュームダウンを基本として整理し、本日いただいた意見を可能な限り反映したいと考えております。また今後の文書案の提供等のやりとりはどのようにしましょうか。

委員 電子メールで現行案のデータに関する添削や修正を行う方法で良いと思います。

委員 目次の(4)から(7)までは、課題に対する施策に関する部分なので(8)の後ろに記載した方が読みやすいのではないのでしょうか。

委員 個別課題の内容はさておき、現状の課題を受けての施策の推進という体系の方が確かに解りよいです。

事務局 現行案では個別項目ごとに施策の方向性を記載しているが、個別項目では課題のみを記載し、(4)から(7)へ繋いでいく体系ということですね。

委員 例えば相談体制が弱い個別課題があるならば課題として明記し、施策の方向性はシンプルでよいのではと思います。

委員 審議会において出された藤井寺市としての課題を意識して欲しいと思います。

副会長 現計画に基づいて行ってきたことや実現できたことを明記して欲しいです。
また人権は誰もが持っているというシンプルなメッセージがあればよいと思います。

委員 審議会において出された課題に対して、解決するための取り組みや効果について記載して欲しいと思います。

委員 効果について情報発信していくことも必要だと思います。

委員 具体的には啓発事業の参加人数の推移や、参加者のポジティブな意見を取り上げることも大切です。

事務局 効果という観点でいえば、市の人権施策に対する認知度と人権意識の高揚は相関関係にあり、これまで行ってきた施策の方向性は間違っていないことは、意識調査から検証できております。また、啓発事業の参加者の意見等に関しては、様々な報告資料に記載し、情報提供していきたいと考えております。

委員 改定した計画は市民に配布するのですか。

事務局 本計画は人権行政を推進するための計画であり、市民に対してはホームページにアップするなどして情報提供いたしますが、配布することまでは考えておりません。

会長 本計画は市の人権行政をチェックするものであるとともに、市民にとって解りやすいものとなるように審議しなければならないと認識しております。市独自の計画とするための提案ですが、市の人口、歴史、産業等について記載することも有効かと思えます。

事務局 ご提案も踏まえて、(8)の人権課題ごとの施策の方向性については省くことにより、ボリュームダウンすることを検討します。

会長 2ページの体系図についてですが、解りづらいところがあると思えます。

事務局 本市の人権行政推進の体系図や、連携並びに協働の表示については修正します。

委員 3ページの課題に対する市の施策については、どの個所に記載していくのですか。

事務局 原案では各課題を受けて計画の改定の必要性であるとの考えを記載しておりますとともに、各課題に対する施策の方向性については、4ページ以降の計画において記載しております。

副会長 23ページに記載された計画については、国及び大阪府との整合性を図りながら見直しを行うとの記載については必要か疑問に思えます。

委員 改定される地域福祉計画との整合性について教えてください。

事務局 市の計画ですので整合させることは当然だと考えております。また改定の際には、人権行政の観点からも意見が求められることになっております。

あと事務局からの提案ですが、福祉計画や教育計画等の個別計画においても課題や施策について明記があるものを、人権行政の計画案に明記することに悩んでおり、ボリュームダウンの観点からシンプルにしたいと考えているのですが。

委員 課題や現状については、人権行政の計画においても明記することにより共通認識しておく必要があると思えます。様々な計画に明記することが行政職員は勿論、市民に対しても啓発していくこととなります。例えば部落差別問題は知らないという市民がいるならば、現状や課題をしっかりと明記することにより、啓発していくことが大切です。

事務局 課題につきましては、しっかりと丁寧に明記いたします。また施策の方向性については整理したいと考えております。なお現行案のデータが必要な場合は、送付させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

会長 他に何かご意見ご質問ありますでしょうか。特にないようでしたら、本日の審議会

は終了とします。進行を事務局にお返しします。

事務局 今後ともよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。